平成２１年（フ）第７５８号
大阪府泉佐野市下瓦屋468番地第３亀井マンション506
債務者　酒井　啓之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７６４号
大阪府岸和田市小松里町2074―207号、住民票上の住所大阪府岸和田市東大路町92番地の５
債務者　上田　裕喜
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７６８号
大阪府和泉市万町559番地の９
債務者　中山　幹三
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
大阪府泉大津市助松団地１番13―101号、前住所大阪府泉大津市助松団地２番54―402号
債務者　安田　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８５号
大阪府岸和田市南町６番20号
債務者　スナックけいこと　松林　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
大阪府和泉市寺田町１丁目１番17―202号、前住所大阪府和泉市和気町１丁目26番12号
債務者　坂元　則子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
兵庫県加東市上鴨川165番地１
債務者　大畑　記子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１０６号
兵庫県小野市天神町928番地の２
債務者　町田　政子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１２５号
山口県宇部市大字際波319番地４
債務者　大西万里子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１２７号
山口県山陽小野田市叶松１丁目８番23号トマトハウス202号
債務者　中西　雄一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第８７４号
千葉県船橋市海神１丁目31番31―203号
債務者　水落　麻里
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３７８号
岐阜県羽島郡岐南町徳田６丁目230番地
債務者　新井　司郎
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３７９号
岐阜県羽島郡岐南町徳田６丁目230番地
債務者　新井　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４０７号
岐阜市末広町25番地９　メゾンド　カルチェ201、住民票上の住所岐阜市高野町１丁目２番地２
債務者　川島　好美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
岐阜市神田町１丁目10番地７正陽ビル
債務者　加藤　正雄
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４２７号
岐阜県瑞穂市穂積1814番地１　ジアスビル502号
債務者　川上　　実
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３６０号
広島県広島市中区宝町７―25　Ｙ＆Ｙ宝町ビル401号　株式会社グッドライフ方、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町西河原34番地　グランプレステージ加古川313号
債務者　土居　敬一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部